

## ■同意第1号 教育長の任命について

### 【要旨】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法律」という。）第4条第1項の規定に基づき、教育長の任命について議会の同意を得ようとするものです。

これまで、教育長については、議会の同意を得て任命した教育委員の中から選任していましたが、今回については、平成26年（平成27年4月1日から施行）の法律改正に基づき、川上哲男氏を教育長として任命しようとするものです。

教育長の任期については、法律（改正）に基づき平成29年5月12日から平成32年5月11日までの3年間です。

### 【任命しようとする者】

氏名：川上 哲男（かわかみ てつお）

住所：(略)

生年月日：(略)

職業、政党等：地方公務員、無所属

略歴

#### ◇職歴関係

昭和54年	3月	高知県立高知農業高等学校卒業
昭和54年	6月	窪川町役場臨時職員
昭和59年	9月	窪川北部土地改良区臨時職員
昭和60年	4月	窪川北部土地改良区職員
平成10年	4月	影野土地改良区職員
平成11年	4月	窪川土地改良区職員
平成25年	5月	四万十町教育委員会委員
平成26年	5月	四万十町教育長

#### ◇PTA関係

平成4～6年度	東又保育所保護者会役員（会長、副会長） 窪川町保育所保護者会連合会役員（会長、副会長） 高知県保育所保護者会連合会役員（副会長、理事、事務局次長）
平成7、8年度	東又保育所保護者会役員（会長、副会長） 東又小学校PTA役員（副会長、事業部長）
平成9～11年度	東又小学校PTA会長 窪川町小中学校PTA連絡協議会役員（会長、副会長）
平成10年度	高岡地区PTA連合会副会長
平成11年度	窪川町地域教育推進協議会副会長
平成12、13年度	東又小学校PTA顧問

平成14～17年度	窪川中学校PTA役員（会長、副会長）
平成14～25年度	窪川町少年補導員、四万十町少年補導員
平成16年度	高知県小中学校PTA連合会監事
平成17～18年	四万十町小中学校PTA連絡協議会設立準備委員会 会長
平成18～23年度	窪川高等学校PTA役員（会長、副会長、顧問）
平成22～24年度	窪川中学校学校運営審議会会長 窪川高等学校開かれた学校づくり推進委員会委員長

◇表彰関係

平成 9年 6月	高知県保育所保護者会連合会表彰
平成15年12月	高岡地区PTA連合会表彰
平成17年 6月	高知県小中学校PTA連合会表彰
平成19年 5月	四万十町小中学校PTA連絡協議会表彰
平成24年 2月	高知県高等学校PTA連合会表彰

### 【現教育委員会委員】

氏名	生年月日	年齢	性別	職業	政党等	任期
谷脇 健司	(略)	(略)	男	農業	無所属	H28. 5. 12～H29. 5. 11
川上 哲男	(略)	(略)	男	無職	無所属	H25. 5. 12～H29. 5. 11
中屋 建八	(略)	(略)	男	無職	無所属	H26. 5. 12～H30. 5. 11
大村 和志	(略)	(略)	男	自営業	無所属	H26. 5. 12～H30. 5. 11
岡林 雅子	(略)	(略)	女	無職	無所属	H27. 5. 12～H31. 5. 11

### 【根拠法令】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(組織)

**第三条** 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び五人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び二人以上の委員をもつて組織することができる。

(任命)

**第四条** 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

**第五条** 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。